

平成25年(ネ受)第12号
 申立人 アルマン 外5609名
 相手方 国 外2名



上告受理申立て理由書

2013年6月3日

最高裁判所 御中

申立人訴訟代理人

弁護士 浅野 史



弁護士 稲森 幸



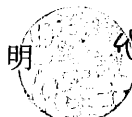
弁護士 大口 昭彦



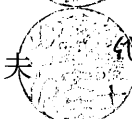
弁護士 奥村 秀士



弁護士 籠橋 隆明



弁護士 河村 健夫



弁護士 古川 美



言己

第1章 国及び基金について(原判決第3、3項(1)〔以下本項という〕について)	—2
第1 基金の不法行為責任に関する適用法令あるいは民法解釈の誤り	—2
1 原判決の判示	—2
2 適用法条の誤り	—3
3 民法解釈の誤り	—3
第2 国に対する国賠法上の責任に関する解釈の誤り	—3
1 原判決の判示	—3
2 円借款の性質と負担する注意義務	—4

3	個別事情を考慮する際の要素	6
第3	経験則に反する事実誤認	7
第2章	東電設計の責任について（第3、3項（2）について）	8
第1	原判決の判示	8
第2	原判決の誤り	8
1	民法解釈についての重要な事項に関する誤り及び最高裁判例との相反	8
2	湛水開始についての東電設計の不法行為責任	14
第3章	申立人ワルヒについて	16
第1	上告受理申立理由の要旨	16
第2	申立人ワルヒの上告受理申立理由	16
1	申立人ワルヒについて	16
2	公益の代弁者としての申立人ワルヒの地位	16
3	インドネシア共和国環境管理法	18

第1章 国及び基金について（原判決第3、3項(1)〔以下本項という〕について）

第1 基金の不法行為責任に関する適用法令あるいは民法解釈の誤り

1 原判決の判示

原判決は、本項アにおいて、「国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を与えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものであるところ、控訴人住民らは、被控訴人国及び基金は、政府開発援助（ODA）である円借款の供与を行うものとして、本件プロジェクトの実施により住民らが不当に権利利益を侵害されることのないようにすべき法的な注意義務がある旨主張する」とした上で、「円借款の性格に照らせば、円借款により実施されるプロジェクトの主体はあくまで被援助国政府及び機関であり」、「住民の移住問題は、被援助国政府が責任をもって対応すべき事柄であって、被控訴人国の公務員が、被援助国であるインドネシア共和国の国民である当該住民らに対し、プロジェクトの実施により同住民らが不当に権利利益を侵害されることのないようにすべき法的な注意義務を負うものでないことは明らかである」と述べている。

そして、本項ウでは、「被控訴人国及び基金がインドネシア共和国の国民である住民らの移住及びこれに伴う補償について、同住民らが不当に権利利益を侵害されることのないようにすべき法的な注意義務を負っているといえないことは、上記説示の通りである」としている。

以上からは、原判決は、基金についても国賠法1条が適用されるとしていると思われる（なお、上告受理申立人は、原審において基金に対しては国賠法が適用されるとは主

張しておらず、民法が適用されると主張した〔原判決6頁参照〕。

仮に、原判決が、基金には民法が適用されると判断しているとしても、民法上の不法行為責任の解釈において、国賠法と同様に「職務上の法的義務に違背」すること（法的な注意義務に違背すること）が必要であると解釈していると思料される。

原判決の上記判示には、法令の適用及び解釈に重大な誤りがある。

2 適用法条の誤り

まず、上記の通り、原判決が基金に国賠法が適用されることを前提とした判示をしている点については、基金は、海外経済協力基金法（丁 A9 号証）によって設立された法人であり、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる」団体ではなく、また、基金の職員も「公権力の行使に当たる公務員」ではない。

したがって、基金には、国賠法の適用なく、原判決が、基金に国賠法1条の適用があることを前提として上記判示しているとするれば、適用法条の誤りがある。すなわち、法律の適用に関する重大な誤りであり、重要な事実を含む。

3 民法解釈の誤り

次に、原判決が、仮に、基金が負担する民法の不法行為責任の解釈として、国賠法と同様に「職務上の法的義務に違背」すること（法的な注意義務に違背すること）が必要であると解釈しているとするれば、これは通常の民法の理解と大きく相違する。

すなわち、民法の不法行為では、違法性は、「侵害される利益が法律上どのような保護を与えられているものかを吟味し、他方で侵害行為がいかなる社会規範にどのように反するかを検討し、両者の相関関係において決すべきである」とされており（我妻・有泉・川井「民法2債権法」第三版勁草書房430頁）、「職務上の法的義務に違背」すること（法的な注意義務に違背すること）が必要であるとは解されていない。

判例上も、受忍限度に関する判示であるが、「工場等の操業に伴う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである」と判示している（最高裁平成6年3月24日第1小法廷判決）。

以上より、原判決が、基金の民法上の不法行為責任の判断において、「職務上の法的義務に違背」すること（法的な注意義務に違背すること）が必要であると判断しているのであれば、従前の最高裁判例と相違する法令の解釈に関する重大な誤りである。この誤りは、法令の解釈に関する重要な事項を含む。

第2 国に対する国賠法上の責任に関する解釈の誤り

1 原判決の判示

上記の通り、原判決は、国の国賠法上の責任について、「公権力の行使に当たる公務

員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を与え」ることが必要であるとし、①「円借款の性格に照らせば、円借款により実施されるプロジェクトの主体はあくまで被援助国政府及び機関であり」、「住民の移住問題は、被援助国政府が責任をもって対応すべき事柄であって、被控訴人国の公務員が、被援助国であるインドネシア共和国の国民である当該住民らに対し、プロジェクトの実施により同住民らが不当に権利利益を侵害されることのないようにすべき法的な注意義務を負うものでない」、②「国際基準に基づく行為準則、日本国政府及び基金の政府開発援助によるプロジェクトにおける役割、政府開発援助による問題の顕在化と基金及び事業団のガイドラインの設定、被援助国の政治状況等を挙げるが、いずれも、本件プロジェクトの実施に関し、被控訴人国」が上記注意義務を負うべきことを基礎づけるものとはいえない」、③「本件3条件及び本件履行確保特約は、本件の円借款の供与に当たって、円借款の目的を達成するために、インドネシア共和国政府が、これらの条件を履行することを期待し、これらの履行がされない場合に円借款を供与しないことができることを定めたものであり、被控訴人国及び基金とインドネシア共和国政府との間で効力を生じるものであって、インドネシア共和国政府がこれによって日本国政府又は基金に対して何らかの法的義務を負うことはあっても、それにより、日本国政府及び基金が控訴人住民らとの関係で何らかの法的義務を負うものではないことは明らか」であり、④控訴人住民らは、「本件プロジェクトについて、その目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであるかどうかを、被控訴人国については、関与した公務員の具体的な職務思考に際しての個別の諸事情を考慮して」判断すべきであると主張するが、国が「インドネシア共和国の国民である住民らの移住及びこれに伴う補償について、同住民らが不当に権利利益を侵害されることのないようにすべき法的な注意義務を負っているといえないことは、上記説示の通りで」あり、控訴人住民らの主張は前提を欠く、と判示している。

以上の原判決の各判示には重大な誤りが存する。

2 円借款の性質と負担する注意義務

(1) 原判決は、「開発途上国の経済発展の土台として不可欠である経済的、社会的なインフラの整備のための資金需要に対して緩やかな条件で対応すること及び開発途上国に対して返済義務を課すことによって開発途上国の開発に対する主体性を高め、自らの力で自立するための自助努力を支援することを目的とするものであり、一般には、対象プロジェクトの準備、被援助国政府による円借款の要請、対象プロジェクトの審査、交換公文及び円借款契約の締結、対象プロジェクトの実施及び貸付け実行、事後評価、フォローアップという手順で実施される」という円借款の性格から、「プロジェクトの実施により同住民らが不当に権利利益を侵害されることのないようにすべき法的な注意義務を負うものでない」と判示している。

しかし、本件円借款契約が締結された1990年、1991年当時には、すでに円借款は原判決が判示するように、単純に「開発に対する主体性を高め」、「自助努力を支援

する」ものといえないことが明らかになっていた。すなわち、円借款は、必ずしも被援助国の人々の生活改善と自立に役立っておらず、逆に多くの被援助国で開発の対象とされた地域の住民の生活や環境を破壊し、地域の伝統的・文化的価値を破壊し、被援助国における汚職や腐敗を助長していることが明らかになっていた。特にダム建設などの大規模開発は、広大な開発対象地域に居住している先住民や現地住民の立退を不可避とする上、当該地域において生業を営んできた住民の生活基盤を根こそぎにってしまうことから、立ち退かされた住民の生活再建が困難な状況に追い込まれるという問題点が顕在化していた。

こうした事実を捨象し、「開発に対する主体性を高め」、「自助努力を支援する」という円借款の一般的目的をとらえて、公務員の職務上の注意義務を判断するのは、円借款が非権力的事実行為であり、このような事実行為の違法性に関する国賠法の解釈を誤ったものである。この点について項を改めて述べる。

- (2) 非権力的事実行為に関する国賠法上の違法性の判断については、「裁判所は事故発生を未然に防止すべき注意義務を措定し、その違反の有無を審理し、注意義務違反から過失を認定し」ているが、これは「不文の法原則から、当該公務員には結果の発生を防止すべき行為規範あるいは過失なく行動するという行為規範が措定され、その行為規範違反としての違法性の判断と注意義務違反としての過失の判断」を行っているものであるとされている（村重慶一編「国家損害賠償訴訟の実務」36頁）。

判例としては、直接円借款を問題としたものは存しないが、厚労大臣が記者会見によって集団食中毒の原因食材を公表したという非権力的事実行為に関して、東京高裁平成15年5月21日判決（判時1835号77頁、宇賀克也・ジュリ別冊200号174頁）は、直接原因食材とされた貝割れを生産したものではない業者らの請求について、「本件各報告の公表は、現行法上、これを許容し、又は命ずる規定が見あたらないものの、関係者に対し、行政上の制裁等、法律上の不利益を課すことを予定したものでなく、これをするについて、明示の法的根拠を必要としない。本件各報告の公表を受けてされた報道の後、貝割れ大根の売上が激減し、これにより控訴人らが不利益を受けたことも、前記（原判決157頁以下）のとおりであるが、それらの不利益は、本件各報告の公表の法的効果ということとはできず、これに法的根拠を要することの裏付けとなるものではない」として、本件各報告の公表は、法律上の根拠を要しない非権力的事実行為であることを明らかにした上で、「しかしながら、本件各報告の公表は、なんらの制限を受けないものでもなく、目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであることを要し、これにより生じた不利益につき、注意義務に違反するところがあれば、国家賠償法1条1項に基づく責任が生じることは、避けられない」と述べ、非権力的事実行為における国賠法上の責任が認められる要件を明らかにしている。

大阪高裁平成16年2月19日判決（訟月53巻2号205頁）は、原因食材とされた貝割れ大根を直接生産した業者の請求については、「国賠法1条1項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的

義務に違背して当該国民に損害を加えたときには、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定したものであり、上記の違法は職務上の法的義務違反であるといえることができる。／法令の規定等があり、行為規範が明示されているときは、その規定された要件と手続に従えば、その結果国民の権利が侵害されても、それは許容されているものであるといえることができる。また、行為規範の明示がなくても、行為規範となるべき手掛かりがあれば、そこから法的義務を検討することができる。本件のように、当該職務が非権力的事実行為で、法令の規定等が存在しない場合には、組織法上の規定等から職務の性質や範囲等を検討したうえで、具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮すべきである。／また、明示の法律の根拠がない場合に、具体的行為を離れて、法的義務を確定したうえで、さらに、改めて、通常尽くすべき注意義務を尽くさず漫然と行為をしたか否かを判断することは不可能である。」として、「本件各報告公表（中間報告・最終報告の各公表）が違法であるかどうかを判断するに当たっては、公表の目的の正当性、公表内容の性質、その真実性、公表方法・態様、公表の必要性と緊急性等を踏まえて、公表することが真に必要であったか否かを検討し、その際、公表することによる利益と公表することによる不利益とを比較衡量し、その公表が正当な目的のための相当な手段といえるかどうかを検討すべきである。そして、公表によってもたらされる利益があっても、生じる不利益を犠牲にすることについて正当化できる相当な理由がなければ、違法であると判断せざるを得ない。」

以上の通り、通説・判例からは、非権力的事実行為に関する国賠法上の違法性は、その目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであるかどうかを、関与した公務員の具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮して判断すべきであることは明らかである。

- (3) ところが、原判決は、円借款の一般的目的から円借款の性格を認定し、「開発に対する主体性を高め」、「自助努力を支援する」という円借款の一般的目的を踏まえて、「プロジェクトの実施により同住民らが不当に権利利益を侵害されることのないようにすべき法的な注意義務を負うものでない」と判示し、また、関与した公務員の具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮して判断すべきであるという上告受理申立人の主張に対しては、「プロジェクトの実施により同住民らが不当に権利利益を侵害されることのないようにすべき法的な注意義務」がないから前提を欠くとしている。

しかし、上述の通り、円借款は、必ずしも被援助国の人々の生活改善と自立に役立っておらず、逆に多くの被援助国で開発の対象とされた地域の住民の生活や環境を破壊し、地域の伝統的・文化的価値を破壊し、被援助国における汚職や腐敗を助長していることが明らかになっていた。こうした事情を一切捨象して、一般的目的から「住民らが不当に権利利益を侵害されることのないようにすべき法的な注意義務を負うものでない」と判断することは、(2) で述べた非権力的事実行為に関する国賠法上の違法性の判断方法に反し、法令の解釈に関する重要な事項を含む。

3 個別事情を考慮する際の要素

原判決は、国際基準に基づく行為準則、円借款における国の役割、円借款の問題顕在化、ガイドラインの設定、被援助国の政治状況等は国の注意義務を基礎づけるものではなく、本件3条件及び本件履行確保特約は、日本国とインドネシア共和国政府との間で効力を生じるもので、「日本国政府及び基金が控訴人住民らとの関係で何らかの法的義務を負うものではないことは明らか」としている。しかしながら、このような整理は、国賠法の解釈を誤ったものである。

すなわち、前項で述べたとおり、円借款における国賠法上の違法性は、円借款の目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであるかどうかを、国については、関与した公務員の具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮して判断すべきである。そして、その目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであるかどうかを、個別諸事情を考慮して判断する。

そして、国際基準に基づく行為準則や、国・基金が策定したガイドライン等は、個別諸事情を考慮して判断する際の、考慮要素となるものである。

原判決の判示は、国賠法の解釈を誤ったものであり、その誤りは法令の解釈に関する重要な事実を含む。

第3 経験則に反する事実誤認

原判決は、仮に、インドネシア共和国政府ないし PLN が本件プロジェクト実施地域の住民を強制的に移転させるなどの不法行為を行った事実が認められるとしても、「日本国政府ないし基金がこれを容認し、上記行為に荷担したと認めるに足りる証拠はない」と判示している。

しかし、1992年8月30日から同年9月4日にかけて、最初の水没地域であるリアウ州のプロウ・ガダン村からコト・ラナ地区への住民の移住が実施された。このプロウ・ガダン村の移転には、国軍第132大隊が動員され、「移転から1週間は、彼等には軍隊が随行し、兵士が時々発砲した。そのため、住民は、非常事態(SOB)であるかのように感じた」、「軍隊の厳重な護衛は、住民にとってはまったくの恐怖であった。実際、移転時には、村人全体が精神的なストレスを感じていた」という状況であった。その上移転先は、2002年に行われた本件SAPSにおいても、ゴムは一部の土地にしか植え付けられていない状況で、ゴムの木の多くは道路脇や沼地に置かれている状況だった(植え付けられてすらいない)ことが明らかにされている(丁B4、4頁)。このことは1996年の米倉調査においても10%から15%程度しかゴムを植えていなかったのではないかと疑われるとされているところである。ところが、1992年9月の日本政府調査団は、プロウ・ガダン村まで行きながら、こうした事実を看過し、同年10月には本件ダム本体工事契約に同意した。

さらに、1996年には、基金が委託した調査により、移転させられた住民たちが移転先で自立した生活を営むことができない状態に陥っていることが明らかになり、日本国政府及び基金において、このまま湛水を開始しては、移転させられた住民たちに甚大な被害が生じることを知った際にも、借款契約上認められた権限の行使をせず、その後も

約 40 億円に及ぶ借款供与を行ったものであり、移転させられた住民たちの人権侵害に荷担したと十分認められる。

原判決の判示は、確立した経験則に違反しており、法令の解釈に関する重要な事項を含む。

第 2 章 東電設計の責任について（第 3、3 項（2）について）

第 1 原判決の判示

東電設計の責任に関する原判決の判示は要旨以下の通りである。

- 1 東電設計は、本件プロジェクトに関し事業団ないし PLN との契約に基づき委託された業務を遂行したにとどまるものであるから、事業団ないし PLN に対し契約上の義務を負う以上に、本件プロジェクトの実施地域の住民に対し、自然環境を保全しつつ、当該住民に移住以前と同等かそれ以上の水準の生活を確保すべき要請との関係で、その権利利益が不当に侵害されることのないようにすべき法的な注意義務を負っていると解することはできない。
- 2 国際基準に基づく行為準則、本件 3 条件、本件エンジニアリング・サービス協定、コンサルティング・エンジニア国際協定の倫理要綱等は、いずれも、本件プロジェクトの実施に関し、東電設計が申立人住民らに対して上記注意義務を負うことを基礎づけるものとはいえ、本件プロジェクト監理段階、湛水開始時点等の本件プロジェクトの各段階において東電設計に注意義務違反があったとする申立人住民らの主張は、前提を欠く。
- 3 東電設計は、本件プロジェクトに関し、PLN からコンサルタント業務の委託を受けてこれを遂行したものであるが、東電設計がその過程において当該地域の住民に対し、直接的にその権利利益を侵害するような行為を行ったことを認めるに足りる証拠はない。また、東電設計が本件ダムへの湛水に主体的に関与した事実を認めるに足りる証拠はない。
- 4 インドネシア共和国政府ないし PLN が本件プロジェクトの実施地域の住民を強制的に移住させるなどの事実が認められるとしても、東電設計がこれを容認し、荷担したと認めるに足りる証拠はない。かえって、東電設計は、事業団から委託を受けた本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成の業務、PLN から委託を受けた本件プロジェクトに係る詳細設計の実施及び本件詳細設計書の作成等の業務並びに本件プロジェクトに係る工事の監理の業務を契約に従い適切に行ったものと認められる。

第 2 原判決の誤り

1 民法解釈についての重要な事項に関する誤り及び最高裁判例との相反

(1) 原判決が「法的」な注意義務と判示した点について

- ア 原判決は、上記のとおり、東電設計は本件プロジェクトの実施地域の住民に対して何らの「法的」な注意義務を負わない旨判断した。

イ 原判決が東電設計の注意義務の存否を論ずるにあたり、「法的」な注意義務と表現をした趣旨は不明確なところであるが、原判決が東電設計に課される注意義務が「法的」なものである否かという観点から判断したのであれば、原判決の判断は民法 709 条の解釈を誤っている。すなわち、民法 709 条における違法性の判断枠組は、前述したとおり「侵害される利益が法律上どのような保護を与えられているものかを吟味し、他方で侵害行為がいかなる社会規範にどのように反するかを検討し、両者の相関関係において決すべきである」（相関関係説）とされている。そして、注釈民法 19 卷 33 頁以下には侵害行為の態様として、刑罰法規違反、取締法規違反、公序良俗違反などが挙げられているが、公序良俗違反については「法規に直接違反しなくても、社会的にみて許容されない行為によって損害を与えるのは、公序良俗に違反し、違法性を帯びることになる。」とされている。

また、注意義務（違反）とは、①加害行為を行った者が、損害発生の危険を予見したこと、ないし予見すべきであったのに（予見義務）予見しなかったこと（予見なし予見可能性）、②損害発生を予見したにもかかわらず、その結果を回避すべき義務（結果回避義務）に違反して、結果を回避する適切な措置を講じなかったという、二つの要素が認められると一般的に考えられている（我妻・有泉「コメンタール民法総則・物権・債権」第 2 版 1303 頁）。

このように民法 709 条の注意義務が「法的」なものではなければならないと解する必要はなく、原判決が東電設計に課される注意義務を「法的」なものとした点は民法 709 条の解釈に関する重大な誤りである。

ウ また、最高裁判例は、医師の注意義務について「人の生命及び健康を管理する業務に従事する者は、その業務の性質に照らし、危険防止のため必要とされる最善の注意義務を尽くすことが要求されるが（中略）、右注意義務の基準となるべきものは、一般的には診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準であり」と判示し（未熟児網膜症事件についての最高裁平成 4 年 6 月 8 日第二小法廷判決、判例時報 1450 号 70 頁）、最高裁平成 19 年 7 月（判例タイムズ 1252 号 120 頁）は「基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務」と判示しているように、最高裁も注意義務を論ずるに当たり、特段、注意義務が「法的」なものでなければならないとの前提に立っているわけではない。

したがって、原判決の民法 709 条の解釈は最高裁判例にも相違する。

エ 以上より、原判決が東電設計に課される注意義務が「法的」なものである否かという観点から判断したのであれば、民法 709 条の解釈の重要な事項について誤っており、最高裁判例とも相反している。

(2) 本件プロジェクト実施地域の住民に対する注意義務について

ア 原判決は、上記の通り、東電設計は、事業団ないし PLN に対して契約上の義務を負う以上に、本件プロジェクト実施地域の住民に対して法的な注意義務を負っているものではない旨判断した。

原審において、申立人らは、東電設計は民法 709 条に基づき申立人住民らに対して責任を負うべきものと主張していたのであるから、この原判決の判断は、本件において民法 709 条の解釈適用するにあたり、東電設計は、本件プロジェクトの実施にあたって、事業団ないし PLN に対しては契約上の義務を負う以上に、本件プロジェクト実施地域の住民すなわち事業団ないし PLN 以外の第三者に対して法的な注意義務を負うものではないと解したものと考えられる。

しかし、このような原判決の民法 709 条の理解は、民法解釈についての重要な事項についての誤りを犯し、また最高裁判例とも相反する。

イ そもそも民法 709 条以下の不法行為法は、契約などを前提とすることなしに、一定の出来事（事故）に基づいて民事責任を生じさせる制度であって、東電設計が申立人住民らに対して不法行為責任を負うべきか否かは、東電設計が事業団ないし PLN に対して契約上の責任を負っていることと別個の問題である。原判決のように、東電設計が事業団ないし PLN に対して契約上の責任を負う以上に、事業団ないし PLN 以外の第三者に何らの注意義務を負わないという事態は、民法 709 条の解釈上あり得ない。原判決のように理解するのであれば、民法 709 条以下の不法行為法は何らの意味がなくなってしまう。東電設計は、事業団ないし PLN に対して契約上の義務を負うとともに、その契約上の義務を履行するにあたっては、他の第三者に対して、その生命・身体・財産等を侵害しないよう注意義務を負っていると解することは、民法 709 条を解釈する上では当然のことである。

したがって、原判決は民法 709 条の解釈に関する重要な事項について誤っている。

ウ そして、最高裁判例も民法 709 条の解釈適用にあたっては、上記のことを当然の前提としている。

例えば、最高裁昭和 36 年 5 月 26 日判決（判例時報 261 号 21 頁）は「不動産仲介業者は、直接の委託関係はなくても、これら業者の介入に信頼して取引をなすに至った第三者一般に対しても、信義誠実を旨とし、権利者の真偽につき格別に注意する等の業務上の一般的注意義務がある」と論じている。この判決は、不動産仲介業者について、取引に関係した第三者に対する「権利者の真偽につき格別に注意する等の業務上の一般的注意義務」を認めたものであり、最高裁は、不動産専門業者が第三者に対して一般的な注意義務を負うことを認め、その責任が不法行為法によって処理されるべきことを判示しているものである。

そして、前掲最高裁平成 19 年 7 月 6 日判決は、建物の建築に携わる設計者、施工者及び工事監理者の注意義務について「建物は、そこに居住する者、そこで働く者、そこを訪問する者等の様々な者によって利用されるとともに、当該建物の周辺には他の建物や道路等が存在しているから、建物は、これらの建物利用者や隣人、通行人等（以下、併せて「居住者等」という。）の生命、身体又は財産を危険にさらすことがないような安全性を備えていなければならない、このような安全性は、建物としての基本的な安全性というべきである。そうすると、建物の建築に携わる設計者、施工者及

び工事監理者（以下、併せて「設計・施工者等」という。）は、建物の建築に当たり、契約関係のない居住者等に対する関係でも、当該建物の建物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当である。そして、設計・施工者等がこの義務を怠ったために建築された建物の建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計・施工者等は、不法行為の成立を主張する者が上記瑕疵の存在を知りながらこれを前提として当該建物を買い受けていたなど特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うというべきである。居住者等が当該建物の建築主からその譲渡を受けた者であっても異なるところはない。」と判示し、設計・施工者等が契約関係のない居住者等に対する関係でも不法行為法上の注意義務を負うべきとしている。

エ 以上、東電設計が事業団ないし PLN との間の契約上の義務を履行するに当たり、事業団ないし PLN 以外の第三者（申立人住民らなど）に対して、注意義務を負っていると解すべきであり、原判決の判示は、民法 709 条の解釈に関する重大な事項についての誤りを犯すと共に最高裁判例にも相反している。

そして、後述する通り、本件では東電設計は、申立人住民らとの関係で注意義務違反が認められるのであるから、申立人住民らの東電設計に対する請求は認容されるべきである。

(3) 原判決が東電設計の注意義務を論ずるに当たり直接性・主体性を考慮した点について

ア 原判決は、22 頁において、東電設計が「直接的に権利利益を侵害するような行為を行ったことを認めるに足りる証拠はない。また、控訴人住民らは、被控訴人東電設計が、本件ダムへの湛水に主体的に関与したかのようにいうが、被控訴人東電設計が、そうした事実を認めるに足りる証拠はなく、控訴人住民らの主張は採用できない。」と判示し、東電設計の注意義務を論ずるに当たり、直接性・主体性を考慮している。

イ しかしながら、民法 709 条が適用され、加害者が不法行為責任を負う場合、必ずしもその加害者が行為を直接的・主体的に行ったかどうかは問題とならないはずである。

すなわち、違法性の判断基準である相関関係説に従えば、被侵害利益が強固なものであれば、侵害行為の不法性が小さくても、加害に違法性があることになるが、被侵害利益がそれほど強固なものでなければ、侵害行為の不法性が大きくなると、加害に違法性がないことになる。本件における東電設計の行為は、原判決が判示するのとは異なり、まさに直接的・主体的なものであり、原判決は経験則違反を犯しているが、この点を措いたとしても、行為の直接性・主体性は、侵害行為の態様を判定する一要素に過ぎず、民法 709 条を適用するにあたって加害者が侵害行為を直接的・主体的に行ったということまでは求められていないのである。

さらには、不法行為法の他の条項も不法行為責任が成立するにあたって、直接性・

主体性を必ずしも前提としていない。例えば、民法 719 条 1 項後段は「共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。」と定めるが、これは「例えば、数人が共同して他人を殴打し、そのうちの一人がナイフで傷をつけたが、それがだれの仕業か不明のような場合である。このような場合に、他の者の一人が自分だけはナイフを所持しなかったことを証明しても、責任を免れないと解するべきであろう。」（前掲「コメンタール民法総則・物権・債権」1383 頁）と解されており、誰が直接的・主体的に加害行為を行ったか不明な場合でも、不法行為責任が成立する。また、同条 2 項は「行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。」と定めている。前掲「コメンタール民法総則・物権・債権」1383 頁によれば、教唆については「他人をして不法行為の意思決定（故意・過失といえる態様における）をさせることである。他人をしてそのかして第三者を殴打させ、他人を欺いて第三者の所持物について不注意な取扱いをさせ、滅失または損傷させる、などである。殴打・滅失または損傷という違法行為自体を共同にするものでない点に特色があるが、これも共同不法行為の一つの態様といえることを確認した規定である。過失により他人に不当な指図をし、その他人も過失により第三者に損害を加える場合のように、過失による教唆も認めることができるであろう。」と解されており、幫助については「違反行為の補助的行為をすることである。ある人が他人を殴打する際に見張りをし、窃盗の盗品を情を知って買い受ける（大判大正 8・12・9 刑録 25 輯 1255 頁）などである。」と解されている。この同条 2 項は、いずれも直接的・主体的な加害者のほかに、間接的・非主体的な教唆者や幫助者も不法行為責任を負うことを明文をもって規定したものである。

よって、この点も原判決は民法解釈についての重要な事項について誤っている。

ウ また、注文主・請負人の不法行為責任が問題となるケースについて、注文主の注文・指図に過失がある場合、注文主は不法行為責任を負うほか、請負人も、たとえ注文主の注文・指図に従ったとしても、これに基づいて請負人が業務を行った場合には不法行為責任を免れることはできないと解されている。

例えば、下水道工事が施工され、そのために隣接する建物が損傷されるに至り、注文者と請負人が共同被告とされたケースについて、大阪地判昭和 54 年 1 月 30 日判決（判例タイムズ No. 387/83 頁）は、注文主と共に請負人も不法行為責任（民法 709 条）を負うものとした。この裁判例については「注文主の注文・指図に過失があり、これに基づいて工事を施工すれば、損害の発生が避けられないと請負人自身も認識し、あるいは、予見しえたのに、請負人が工事を受注し、これを施工した場合に、請負人のその主体的な判断は、通常、請負関係の必然的な因果の流れのなかにあつて、注文者の責任を否定する理由にはならず、さりとて、請負契約の義務の履行にすぎないとして、請負人の責任を否定する理由にもならないから、結局、右の大阪地判昭和 54 年 1 月 30 日のように、両者の不法行為責任が肯定されることになる。」と評されている（裁判実務体系第 16 巻「不法行為訴訟法(2)」45 項「工事責任と注文者の不法

行為責任」589頁、甲A104。同旨：新・裁判実務体系建築関係訴訟法14項「建築工事請負人の不法行為責任」188頁、甲A105)。

このような場合、注文主の立場からみると、工事は請負人が行っているのだから、加害行為としては間接的といえるが、注文主も不法行為責任を負う。また、請負人の立場からみると、注文主の注文・指図に従って工事を行っているのだから、加害行為としては非主体的といえるが、請負人も不法行為責任を免れないのであり、このような解釈は民法709条を適用するにあたっては当然のことである。

エ これを本件にあてはめるならば、東電設計によるコンサルタント業務遂行の過程において第三者に生じた損害が PLN の注文・指図に基づく場合であっても、PLN の注文・指図に過失があり、これに基づいて東電設計がコンサルタント業務を遂行すれば損害の発生が避けられないと東電設計自身も認識し、あるいは予見できた場合には、コンサルタント業務を遂行した東電設計に不法行為責任が発生することになる。

エ 以上のように原判決は、民法709条の注意義務を論ずるに当たり、直接性・主体性を考慮している点において、民法709条の解釈に関する重要な事項につき誤りを犯している。

後述する通り、東電設計は、湛水開始にあたり、PLN からの指示に従い、各コントラクターに湛水開始の指示を行っているのであるから、湛水開始と申立人住民らに発生した被害の因果関係の中に位置づけられている。したがって、東電設計の行為が直接的であろうとなかろうと、主体的であろうとなかろうと、東電設計は、申立人住民らに対する被害との関係で注意義務違反を問われなければならない。

(4) 国際基準に基づく行為準則、本件3条件、本件エンジニアリング・サービス協定、コンサルティング・エンジニア国際協定の倫理要綱等について

ア 原判決は、国際基準に基づく行為準則、本件3条件、本件エンジニアリング・サービス協定、コンサルティング・エンジニア国際協定の倫理要綱等が東電設計の申立人住民らに対する注意義務を基礎づけるものではないと判示した。

イ しかしながら、前述した通り、侵害行為の態様については、刑罰法規違反、取締法規違反、公序良俗違反などが挙げられており、国際基準に基づく行為準則、本件3条件、本件エンジニアリング・サービス協定、コンサルティング・エンジニア国際協定の倫理要綱等に違反したことも同様に侵害行為の態様を認定判断する上での要素になるはずである。

また、責任要素としての予見可能性、結果回避義務を判断する上でも、本件プロジェクト当時、大規模プロジェクトやコンサルティング業務についてどのような規範が通有していたのが当然と問題となるはずである。前掲最高裁平成4年6月8日判決は、医師の注意義務について「右注意義務の基準となるべきものは、一般的には診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準」であるとし、未熟児網膜症の医療水準の形成時期に関し、最高裁昭和60年3月26日判決(判例時報1178号73頁)は、本症の診断及び治療に関する一般的基準として1975年の「未熟児網膜症の診断基準

に関する研究報告」を挙げ、最高裁平成7年6月9日（判例時報1537号3頁）は、全ての医療機関について医療水準を一律に決めるのは相当ではなく、同じレベルに両機関で新しい治療法が普及していれば、その知見は当該医療機関にとっての医療水準であるというべきだとしている。本件における国際基準に基づく行為準則、本件3条件、本件エンジニアリング・サービス協定、コンサルティング・エンジニア国際協定の倫理要綱等も、最高裁判決があげる医療水準と同様に、コンサルティング会社としての水準として捉えることができ、コンサルティング会社である東電設計が負うべき注意義務の基準となるのである。

ウ したがって、この点についても、原判決の判断手法は、民法709条の解釈に関する重要な事項についての誤りを犯し、最高裁判例とも相反するものとなっている。

2 湛水開始についての東電設計の不法行為責任

- (1) 湛水開始に至るまでの経緯等に関する事実関係は控訴趣意書237頁～253頁で論じたとおり、この事実関係を踏まえるならば、不法行為成立の要件に欠くことはなく、東電設計には不法行為責任が生ずることは明らかである。

本件においては、前述した通り、民法709条の解釈適用上、東電設計によるコンサルタント業務遂行の過程において第三者に生じた損害が PLN の注文・指図に基づく場合であっても、PLN の注文・指図に過失があり、これに基づいて東電設計がコンサルタント業務を遂行すれば損害の発生が避けられないと東電設計自身も認識し、あるいは予見できた場合には、コンサルタント業務を遂行した東電設計に不法行為責任が発生することになるのである。

しかし、原判決は、この点を看過し、民法709条の解釈についての重大な誤りを犯すほか、経験則にも違反し、申立人住民らの東電設計に対する請求を棄却した。原判決の誤りは以下のとおりである。

- (2) 本件ダムへの湛水を開始する際、住民移転の問題等が解決していないことは、PLN 及び東電設計とも認識していた。ところが、PLN 及び東電設計は、本件ダムへの湛水を強行し、控訴人住民らに不可逆かつ甚大な被害を発生させた。

PLN による湛水指示は、申立人住民らに被害が発生することを認識しながら行われたものである上、本件コンサルタント協定によって遵守が義務付けられた本件環境管理計画の内容に明白に違反するものであり、明白な不法行為である。

そして、東電設計は、PLN の湛水の指示に従って各コントラクターに湛水開始を指示した。

東電設計は、各コントラクターの活動を監理しており、各コントラクターも東電設計の監理に従わなければならなかった。

また、東電設計は、本件コンサルタント協定に基づき全プロジェクトを住民移転と調和させる形で進捗させるための総合調整義務を負っており、本件環境管理計画（RKL）及び本件環境モニタリング計画（RPL）で指摘されていた事項を講じなければならない立場にあった。その上、大規模開発プロジェクト等に関する国際的基準や

FIDIC の倫理規定等に従った行動をとることが専門家である開発コンサルタントの注意義務の内容として求められていた。

さらに、東電設計は、米倉調査やアンダラス大学調査にあるような申立人住民らの生活状況を正確に認識しており、湛水を開始すれば申立人住民らに生じた甚大な被害が不可逆的なものになることは容易に認識しあるいは予見することができた。OECD ですら、湛水開始にあたり申立人住民らに被害が発生することを予見して抗議をしているのであって、直接工事にあたっている東電設計に被害の発生を予見できないはずがない。

したがって、東電設計としては、PLN からの湛水開始の指示があった時点において、住民移転の進捗状況を精査し、住民移転の問題が解決するまでは湛水開始を行うべきではない旨 PLN に助言し、湛水を中止させるべきであった。

PLN が上記助言を入れず湛水開始の指示を改めない場合、1997 年 3 月段階で湛水を開始することは本件環境管理計画に定められた建設局面での指示事項を無視するものであり、本件環境管理計画の遵守を定めた本件コンサルタント協定に違反する指示となる。東電設計は、本件コンサルタント協定に違反し、申立人住民らに不可逆かつ甚大な被害を与える湛水は、仮に PLN の指示があってもこれを行ってはならなかった。

よって、PLN の指示に漫然と従って湛水を行い、控訴人住民らに甚大な被害を与えた行為は、東電設計において注意義務違反を犯すものであることは明らかである。

(3) まとめ

湛水開始時点における東電設計の不法行為責任は明らかである。原判決は、前述したとおり、東電設計が湛水開始に主体的に関与したものと認める証拠はない旨判示しているが、以上のように湛水開始における東電設計の関与は主体的というほかない。そもそも、東電設計は、日本人職員に合計 1 億円などが支払われているなど（甲 B43 付属文書 E）、多額の予算が計上されているのであって、湛水開始という本件プロジェクトの重大な局面において主体的に関与しないわけない。東電設計は、自らの判断において PLN の湛水開始指示に従い、湛水を行ったのである。また、東電設計による各コントラクターへの湛水指示は、湛水による申立人住民らに発生した被害と直結するものであり、東電設計の注意義務違反は直接的と言える。

さらには、前述したとおり、不法行為責任を論ずるにあたっては、直接性・主体性は、侵害態様を判断するにあたっての一要素にすぎない。仮に東電設計の注意義務違反が主体的・直接的なものではなかったとしても、湛水開始には関与していることには変わりはなく、申立人住民らに生じた被害結果が甚大なこと、東電設計による各コントラクターへの湛水指示は、湛水と湛水により申立人住民らに生じた被害の因果関係のなかでの重要な要素を占めることに鑑みるならば、いずれにせよ不法行為責任を負うべきである。

よって、原判決の民法 709 条の解釈の重大な事項に関する誤り、経験則違背は明らか

かである。

第3章 申立人ワルヒについて

第1 上告受理申立理由の要旨

- 1 申立人ワルヒは自然保護活動を通じて国民、人類の自然を享受する権利に奉仕する団体であること、現実に本件開発区域の自然保護にかかわっていることから条理上、本件開発区域を防衛する地位にある。このような条理を否定する点で原判決には違法がある。
- 2 申立人ワルヒはインドネシア共和国環境管理法に基づき、本件開発区域内の自然を保全する権限及びその権限行使に伴って支出した費用の請求権を持つ。原判決はこの請求権を否定する点で違法である。

第2 申立人ワルヒの上告受理申立理由

1 申立人ワルヒについて

- (1) 申立人ワルヒ (WALHI) の目的は、天然資源や自然環境を適正かつ持続的に管理することである。ワルヒの主な活動は、政策研究の指導、自然環境や天然資源問題に対するアドボカシー活動の指導、自然環境や天然資源の管理に国民一般が参加するように啓蒙活動、および、各組織の能力開発といったものである。

申立人ワルヒはインドネシア各州に組織を持ち、各地のローカルな課題に取り組んでいるほか、本件のような全国規模の課題についても取り組んでいる。

- (2) 申立人ワルヒとしての活動は、1980年10月15日に、同名のNGOとして設立された時に始まる。その後、1982年10月15日に財団として設立され、今日に至っている。財団については規約を持ち、それによると、創立委員会、全権委員会、顧問、常任委員会からなる。

申立人ワルヒでは全権委員会が意思決定する。同委員会は少なくとも3か月に1回は会議が開催され、規約の一部を削除する場合以外は、全権委員会の総員の3分の2を定足数とし、各委員1票の多数決で決する。

- (3) 申立人ワルヒはいわば権利能力無き財団として慣習法に基づいて成立が認められてきたが、2001年「財団に関するインドネシア共和国法2001年第16号」(甲C42)により法人として設立が認められた(甲C43号)。

2 公益の代弁者としての申立人ワルヒの地位

- (1) 本件ダムサイトはスマトラトラ、スマトラ・バクなどの希少野生動物が生息するなどきわめて自然度の高い地域であった。また、申立人住民は自然生態系の利益を享受しつつ農耕などを営み、さらには独自の文化を創り上げていった。これらの自然、原告ら住民の文化は住民のみならず、インドネシア共和国のさらには人類の共通の財産として高い公共性を有する。かような自然度の高い地域については人類の財産として保護されなければならない。

- (2) 自然を保護法益とする国際秩序は、個別種からその種を含む生態系へ、希少種から生物多様性へ広げられ、地理的範囲及び時間的枠組みも拡大され、目的も持続可能性へと発展していった。いくつかの渡り鳥条約、ラムサール条約、ワシントン条約、生物の多様性条約など多くの国際条約が国境を越えたルールを作り始めている。生物種、あるいは生物の多様性それ自体の価値がグローバルコモンズとして主権を超えた規制として働きつつある。環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言(1992年)全文は「我々のふるさと地球の持つ統合的かつ相互依存的性向・・・」として、地球を「我々のふるさと」と呼んだ。
- (3) このような高い自然度を有する自然については高い公共性を持ち、その保護は条理上必要なのである。なぜなら、自然に価値があるといっても、自然に対する侵害行為に対して自然が防衛されなければ何の意味もないからである。ところで、誰が代弁者になるかについては直ちに申立人ワルヒに管理者の地位が与えられるという訳ではない。特に、具体的事件を求める訴訟の本来的性格からすれば当該自然との具体的関わりによって自然を代弁する者が決められなければならない。自然の価値は世代、国境を越えた普遍的価値を有すると共に、一方で個人の尊厳に根ざした個別的な価値をも持つという2面性があった。いかなる者に公共の代弁者として管理者の地位を与えるかについてはこれらの2面から考察されなければならない。具体的には失われる当該自然の重み、事態の緊急性、当該自然に対する代弁者の関わり の程度、自然保護など環境保全に向けた代弁者の目的及び活動の実績、代弁者の民主的な性格などを総合して勘案して選定されるというべきである。
- (4) コトパンジャン・ダム貯水池の造成のために水没させられた地域は、野生動植物の宝庫であった。野生動物の希少種としては、スマトラトラ、スマトラ・バクなどのほか、様々な野生生物が生息していた。その価値はインドネシア共和国のみならず人類全体の共有財産として尊重されるべきものである。本件プロジェクトによって本件区域の広範な自然が破壊された。また、スマトラゾウの保護プロジェクトも自然破壊の緩和措置としては機能しなかった。一方、申立人ワルヒは、インドネシア共和国の天然資源や自然環境を適正かつ持続的に管理することを目的に結成され、政策研究の指導、自然環境や天然資源問題に対するアドボカシー活動の指導、自然環境や天然資源の管理に国民一般が参加するように啓蒙活動などを進めており、インドネシア共和国最大で、かつ実績のある環境保護団体である。そして、本件地域についても、スマトラゾウなど自然生態系など天然資源の調査、保護活動を実施してきた。これらの事情から申立人ワルヒには本件ダム開発区域の自然に対してそれを享有する利益があるとも言えるし、同時に開発区域内の自然を管理しうる地位にあるとも言えるのである。
- (5) 申立人ワルヒは条理上認められる自然の管理者の地位に基づき自然を防衛できる権限がある。そして、これらの権利、権限の行使によって生じた費用は加害者である相手方らに対して請求できると言うべきである。
- (6) この点、原判決は「自然環境に関する考え方や利害の内容、程度は、具体的な場面

において多種多様であり、ある自然環境の保護行為により、利害関係人の財産権、活動の自由、開発利益の享受等を制約される事態が生じ得るため、自然環境の保全の必要性、保護の程度、保護の態様等を決めるには、関係する多数の者の利害や意見の調整が必要であり、立法又は行政の過程を通じて具体化され、諸利益を調整して実現されるべきものである。したがって、原告ワルヒが主張するグローバルコモンズとしての本件ダム開発区域の自然の管理者としての権限自体が具体的な権利であるということとはできない。」とした。

確かに一口に自然保護と言っても多様な展開が考えられ、開発利益など諸利益との調整が必要になる。しかし、だからと言って全てが政治過程で議論されるものでもない。すなわち、原審が指摘したとおり自然保護にあたって考慮すべき諸利益の一つには自然の利益が含まれていることは明らかである。申立人ワルヒは一つの開発に関連する多様な利益のうち、自然生態系の利益を代弁して主張している。具体的には本件開発区域内の諸利益のうち、本件ダム開発による浸水区域及びその浸水区域と連続性をもって関連する自然生態系の価値、自然生態系の喪失に代わって実施された代替措置（アジアゾウの移動など）の実行性といった自然生態系に関わる利益をを代弁しているのである。この利益そのものは既に存在している利益であり、特定の利益である。申立人ワルヒはこの本件地域の特定の利益の代弁者、代弁する権利を主張するものである。原審は諸利益の利益衡量が必要と言うが、申立人ワルヒが代弁している自然の権利（当該地域の自然生態系の価値）では利益衡量以前の問題を提起しているのである。申立人ワルヒが代弁する自然の権利に対して他の利益があればそれは相手方が主張し、保護する価値がないとすれば足りる。原審は問題の所在のとらえ方を誤っているのである。原審は申立人ワルヒの地位について適切な判断をすることなくワルヒの請求を退けた点で違法があり、変更されるべきである。

3 インドネシア共和国環境管理法

(1) インドネシア共和国環境管理法 38 条

インドネシア共和国環境管理法は「現在及び将来の世代の利益に環境面の配慮を行う」と定め、持続可能な開発(sustainable development)を強調する。同法 4 条には、人間と環境との間の調和の実現、現世代・次世代のための環境保護の実現など 6 つの目的が記載されてある。上記趣旨をもつ環境管理法は、2 条にて環境の定義を明確化するとともに、環境破壊をもたらした者に対する行政上、民事上、刑事上の制裁措置を定めた全 52 条からなる。

(2) このような環境管理法のうち本件で WALHI の請求根拠となるのは第 38 条である。環境管理法 38 条は次の通りである。

第 1 項 環境管理責任の実施にあたっては、環境団体は環境機能保全の利益のため訴訟を提起する権利を持つ。

第 2 項 意図している訴訟提起の権利は特定の行為を行う権利を要求する際、実際の費用もしくは実費を除いて、補償を要求しないという制限がある。

第3項 環境団体は以下の条件を満たせば、第1項で意図している通りの訴訟を提起する権利を持っている。

- a 法人あるいは財団であること
- b 当該の環境団体の規約の中で、その団体の設立目的が環境機能保全の利益のためであるとはっきりと述べられていること。
- c その規約に沿った活動をしていること。

上記のように、環境管理法38条1項では、環境保護団体は環境機能保全のために訴えを提起する権限を持つ。これは公害汚染や廃棄物の不法投棄などによって環境が害された場合に環境保護団体が公益の代弁者としてその除去、環境の回復を求める権限を持つとしたものである。この環境破壊は公害や廃棄物と言った人の生活に直接かわる利益の外に、自然生態系の保全のための権限も与えている。上記のように、申立人ワルヒは権利として、また条理上、本件プロジェクト区域の自然生態系の管理権限を有する。インドネシア共和国環境管理法38条の規定はこの条理を認め、環境団体に自然破壊に対する防衛行動権（本件自然の管理者としての地位）を認めたものである。

申立人ワルヒが上記aないしcの各要件を充たすことは疑問の余地はない。現に、インドネシア共和国における環境管理法38条に基づく各種訴訟の中でも申立人ワルヒは当事者能力を認められており、申立人ワルヒが同条3項の要件を充たすことは明らかである。実際、申立人は本法に基づいてインドネシア共和国内においてもいくつか、この条文に基づいて訴えを提起している。

- (3) 本件地域は国際的にまれにみる自然度の高い地域である。本件ダム開発は広範な区域を水没させ、スマトラゾウなど絶滅が危惧されている種に対して深刻な打撃を与えた。申立人ワルヒはダム開発から自然を保護するためにスマトラゾウの調査活動、保護キャンペーンなどの活動を進めてきた。申立人ワルヒはこれらの事情からインドネシア共和国環境管理法に基づき、本件開発区域内の自然を防衛行動として本件プロジェクトに関連した本件円借款の凍結、あるいは湛水の中止請求などの一定の行動を求めたものであり、本来加害者が負担すべき保護費用について同法に基づき、申立人が立て替えているとも言うべき保護活動費用を請求するものである。しかるに原審は同法に基づく申立人ワルヒの権利を否定した違法がある。

以上